不動産インターネット公売　必要書類フロー図

不動産登記を　個人名義でする場合

不動産登記を　法人名義でする場合

不動産登記を　共有名義でする場合

当日会場に来庁し、入札される方は、登記名義人からみてどなたにあたりますか。

登記名義人本人の場合	代理人が個人の場合 （法人の従業員等を含む）	代理人が法人で、 代表取締役本人の場合	登記する法人の 代表取締役本人の場合	代理人が個人の場合 （法人の従業員等を含む）	代理人も法人で、 代表取締役本人の場合	共有名義人が個人や法人で、登記名義人本人（又は代理人）、代表取締役本人の場合

入札開始２開庁日前までに、下記（ア）か（イ）の方法で公売保証金の納付が必要です。

（ア）銀行振込みなどによる納付の場合
事前に「公売保証金納付書・返還請求書兼口座振替依頼書」を提出し、丹波市税務課収納対策係より送信する電子メールに従って納付してください。

（イ）クレジットカードによる納付の場合
KSI官公庁オークションサイトのカード情報入力画面で登録してください（「公売保証金納付書・返還請求書兼口座振替依頼書」の提出は不要です）。

入札開始２開庁日前までに、下記の書類を提出してください。

登記名義人本人の場合	代理人が個人の場合 （法人の従業員等を含む）	代理人が法人で、 代表取締役本人の場合	登記する法人の 代表取締役本人の場合	代理人が個人の場合 （法人の従業員等を含む）	代理人も法人で、 代表取締役本人の場合	共有名義人が個人や法人で、登記名義人本人（又は代理人）、代表取締役本人の場合
①陳述書（個人用） （売却区分ごと） 登記名義人本人が暴力団員ではないことの陳述書	①陳述書（個人用※1） （売却区分ごと） ※1　代理人が法定代理人の場合は（買受申出人（個人）法定代理人用） 登記名義人本人が暴力団員ではないことの陳述書	①陳述書（個人用） （売却区分ごと） 登記名義人本人が暴力団員ではないことの陳述書	①陳述書（法人用） （売却区分ごと） 法人・法人役員すべてが暴力団員ではないことの陳述書	①陳述書（法人用） （売却区分ごと） 法人・法人役員すべてが暴力団員ではないことの陳述書	①陳述書（法人用） （売却区分ごと） 法人・法人役員すべてが暴力団員ではないことの陳述書	①陳述書（個人用※1・法人用） （売却区分ごと） ※1　※代理人が法定代理人の場合は（買受申出人（個人）法定代理人用） 共同入札者本人含め他の共同入札者全員分必要です。 個人の場合は、個人用に記載してください。
	代理人の方は、委任状と印鑑証明書が必要です。			**代理人の方は、委任状と印鑑証明書が必要です。**		
	①委任状（個人から個人） （売却区分ごと） 委任者・受任者の押印が必要です。 ②印鑑証明書 登記名義人（委任者）のものです。	②委任状（個人から法人） （売却区分ごと） 委任者・受任者の押印が必要です。 ③印鑑証明書 登記名義人（委任者）のものです。		②委任状（法人から個人） （売却区分ごと） 委任者・受任者の押印が必要です。 ③印鑑証明書 登記名義人（委任者）のものです。	②委任状（法人から法人） （売却区分ごと） 委任者・受任者の押印が必要です。 ③印鑑証明書 登記名義人（委任者）のものです。	②委任状（共有名義人から個人や法人） （売却区分ごと） 委任者・受任者の押印が必要です。 ③印鑑証明書 登記する共有名義人（委任者）全員分です。
			登記される法人の商業登記簿に記載してある役員すべてが暴力団員ではない「陳述書（法人用）別紙」と、その他関係書類が必要です。			
			②陳述書(法人用）別紙 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」 登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。 ③法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等 （入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ） ④宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し（許認可等を受けたことを証明する文書）	④陳述書(法人用）別紙 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」 登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。 ⑤法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等 （入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ） ⑥宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し（許認可等を受けたことを証明する文書）	④陳述書(法人用）別紙 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」 登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。 ⑤法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等 （入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ） ⑥宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し（許認可等を受けたことを証明する文書）	④陳述書(法人用）別紙 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」 登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。 ⑤法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等 （入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ） ⑥宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し（許認可等を受けたことを証明する文書）
						共同入札者の持分内訳書が必要です。 ⑦共同入札者持分内訳書 （売却区分ごと） 共同入札者全員の住所・氏名・持分・押印が必要です。

※自己の計算において入札等をさせようとする者がある場合は、【陳述書別紙】「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」が必要です。

※自己の計算において入札等をさせようとする者とは、入札者に資金を渡すなどして、自己の為に入札等をさせようとする者（個人・法人）です。通常の委任状の代理人とは異なります。
個人の場合は「個人」に、法人の場合は「法人」に、該当する□にチェックしてください。

【個人の場合】
（1）**【陳述書別紙】「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」**（個人にチェック）

【法人の場合】
（1）**【陳述書別紙】「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」**（法人にチェック）
（2）**（別紙）「自己の計算において入札等させようとする者（法人）の役員に関する事項」**（商業登記簿に記載の役員すべてが暴力団員ではない書類）
登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。
（3）**法人の商業登記簿に係る登記事項証明書**等（法人の役員を証する書類）
（※入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ）
（4）**宅地建物取引業の免許証**、又は**債権管理回収業の許可証の写し**（許認可等を受けたことを証明する文書）

※農地の場合は、事前に所有地の農業委員会が発行した買受適格証明書が必要です。

登記名義人本人の場合	代理人が個人の場合 （法人の従業員等を含む）	代理人が法人で、 代表取締役本人の場合	登記する法人の 代表取締役本人の場合	代理人が個人の場合 （法人の従業員等を含む）	代理人も法人で、 代表取締役本人の場合	共有名義人が個人や法人で、登記名義人本人（又は代理人）、代表取締役本人の場合
※買受適格証明書 （売却区分ごと） 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、発行は約１か月程度の日数を要します。事前に確認・取得をお願いします。	※買受適格証明書 （売却区分ごと） 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、発行は約１か月程度の日数を要します。事前に確認・取得をお願いします。	※買受適格証明書 （売却区分ごと） 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、発行は約１か月程度の日数を要します。事前に確認・取得をお願いします。	※買受適格証明書 （売却区分ごと） 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、発行は約１か月程度の日数を要します。事前に確認・取得をお願いします。	※買受適格証明書 （売却区分ごと） 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、発行は約１か月程度の日数を要します。事前に確認・取得をお願いします。	※買受適格証明書 （売却区分ごと） 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、発行は約１か月程度の日数を要します。事前に確認・取得をお願いします。	※買受適格証明書 （売却区分ごと） 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、発行は約１か月程度の日数を要します。事前に確認・取得をお願いします。

権利移転に必要な提出書類については、売却決定後に別途ご案内します。

提出書類等について、ご不明な場合は、丹波市役所税務課収納対策係（０７９５－８２－１５３５）までご連絡ください。